

町民課だより

お知らせ 児童扶養手当法に 父子家庭が 加わりました

5月26日に児童扶養手当法が改正され、8月1日を施行日とし、父子家庭も支給対象となりました。
つきましては、施行日から認定請求の受付を開始いたします。対象となる方は左記を確認のうえ受付窓口へお越しください。

支給対象者

父子家庭であり政令で定める所得額を超過しない方
受付開始日
8月2日(月)から

※原則として、認定請求を行った月の翌月から支給となりますが、経過措置として8月1日現在支給要件に該当する場合は11月30日までに請求を行えば8月分から支給を受けられます。

必要な物

- ・印鑑
- ・世帯全員の住民票
- ・請求者及び子どもの戸籍謄本
- ・平成22年度所得証明書(平成22年1月2日以降に転入された方のみ)
- ・世帯分離証明書(該当者のみ)
- ・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)
- ・請求者の振込先の分かるもの

・その他調書(窓口にて聞き取りのうえ提出していただきます)

お知らせ 児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当 所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。提出されないとは8月以降の手当が停止となります。

受付期間及び時間

児童扶養手当
8月2日(月)～31日(火)
特別児童扶養手当
8月11日(水)～

9月10日(金)
8時30分～17時15分
ただし、土、日は除く。

必要な物

- ・印鑑
 - ・手当証書
 - ・現況届・所得状況届各様式
 - ・世帯全員の住民票(児童扶養手当受給者のみ)
 - ・世帯分離証明書(該当者のみ)
 - ・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)
 - ・平成22年度所得証明書(平成22年1月2日以降に転入された方のみ)
- 注意事項**
- ・現在所得制限等により支給停止となっている方も提出してください。
 - ・所得の申告は必ず行ってください。
 - ・確認事項がありますので出

張所、郵送では受付できません。
児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月11日(水)以降に両手当とも提出してください。

お知らせ 児童扶養手当支給額 の一部支給停止措置 について

平成20年度より、母子家庭の自立を促進する目的で児童扶養手当の支給額が見直されました。

児童扶養手当の支給から5年を経過する等の要件に該当する場合は、児童扶養手当の支給額が、全額又は一部支給停止されます。

ただし、支給停止要件に該当する方には事前に関係書類を送付します。
必要な書類を提出すれば継続して手当を支給することができ、必ず手続きをしてください。

お知らせ 子ども手当の 手続き はお済みですか？

4月1日から、子ども手当制度が開始されています。
4月1日現在、いの町内に住所を有し、中学校終了前までの児童を養育している公務員以外の父母等に対し、児童1人につき月額1万3,000円の子ども手当が支給されます。(所得制限はありません。)

4月分から手当の支給を受けるには、9月30日(木)までに、認定請求又は額改定認定請求が必要です。(10月1日以降に手続きした方は4月分から手当を受け取ることができません。)

つきましては、町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課のいずれかに、印鑑と保護者(配偶者を含む)の保険証を持って来庁ください。(対象者によって必要な書類が異なる場合があります。)

ただし、平成22年3月31日現在、児童手当を受給していた方は手続きが不要な場合があります。詳しくは、町民課までお問い合わせください。

必要な物

- ・印鑑
- ・受給者(保護者)となる方及びその配偶者の健康保険被保険者証(写し可)
- ※ただし受給者となる方で、国民年金以外の年金加入者は年金加入証明も必要です。

・受給者(保護者)となる方名義の振込先の分かるもの

児童の住民票

・児童がいの町外に住所を有している場合で、世帯全員省略無しのもの。

各種請求書

※様式及び年金加入証明は役場窓口及びいの町ホームページに掲載しています。

お知らせ 子ども手当現況届の 提出はお済みですか？

現在子ども手当を受給中

で、現況届が必要な方には町から、5月31日付けで受給者(保護者)宛にハガキを送付しております。
現況届にしましては、6月中旬に提出する必要があります。

現在手続きがお済みでない方は、このまま現況届を提出しませんと、6月分以降の子ども手当を受け取ることができませんので、早急に提出ください。

提出の際必要となる書類等に関してはお問い合わせください。

必要な物

- ・印鑑
- ・受給者(保護者)となる方及びその配偶者の健康保険被保険者証(写し可)
- ※ただし受給者となる方で、いの町以外の国保加入者(建設国保、医師国保等)は年金加入証明書も必要です。
- ・住民票全員分(児童が町外に住所を有する方のみ)

受付時間

平日 8時30分
～ 17時15分まで

各受付場所・問い合わせ

町民課

☎ 893-11117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112